

神戸市高圧ガス保安法事務処理規程

平成29年2月21日消訓令第4号
改正 平成30年3月30日消訓令第15号
令和2年2月13日消訓令第5号
令和3年3月29日消訓令第15号
令和6年1月17日消訓令第4号
令和7年5月13日消訓令第1号

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 製造

第1節 製造又は変更の工事等の許可（第4条－第6条）

第2節 製造施設の完成検査（第7条－第9条）

第3節 保安検査（第10条－第12条）

第4節 製造の各種届出等の処理（第13条－第17条）

第3章 貯蔵

第1節 第一種貯蔵所の設置又は変更の工事の許可（第18条）

第2節 第一種貯蔵所の完成検査（第19条）

第3節 貯蔵の各種届出等の処理（第20条－第23条）

第4章 販売（第24条－第27条）

第5章 輸入

第1節 輸入検査（第28条－第30条）

第2節 輸入の各種届出等の処理（第31条）

第6章 消費（第32条－第35条）

第7章 容器

第1節 容器検査及び附属品検査等（第36条）

第2節 特別充填の許可（第37条）

第3節 容器検査所の登録又は登録の更新（第38条－第40条）

第4節 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更（第41条－第43条）

第5節 容器の各種届出等の処理（第44条・第45条）

第8章 雑則（第46条－第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号。以下「特定則」という。）、国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際容器則」という。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号。以下「水素社会推進法」という。）第40条で準用する同法第24条に基づく事務の実施について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令における用語の意義は次の各号に定めるもののほか、法、政令、容器則、冷凍則、液石則、一般則、特定則、国際容器則、水素社会推進法及び神戸市高圧ガス保安法施行細則（平成29年2月規則第36号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

- (1) 消防保安システム（以下「システム」という。）とは、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく許認可並びに査察等の事務を執り行うための情報処理システムをいう。
- (2) 台帳とは、申請書、届出書又は報告書により得られる事業所等の情報をシステムに集約させた保安情報として必要なものをいう。

（申請書、届出書及び報告書）

第3条 申請書、届出書及び報告書は、原則として、システムにより収受、起案、決裁、保存、廃棄その他申請書の管理に関する事務の処理を行うことにより、適正に管理し、かつ利用しなければならない。なお、添付書類については、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。

第2章 製造

第1節 製造又は変更の工事等の許可

（申請の処理）

第4条 予防部長は、液石則第3条第1項又は一般則第3条第1項に規定する申請書の提出があったときは、システム及び様式第1号の高圧ガス製造許可申請処理簿又は高圧ガス製造施設等変更許可申請処理簿により受付け、現地調査及び審査を実施するものとする。

2 危険物保安課長は、冷凍則第3条第1項、同則第16条第1項、液石則第15条第1項又は一般則第14条第1項に規定する申請書の提出があったときは、前項と同様に処理するものとする。

（許可書の交付）

第5条 予防部長又は危険物保安課長は、法第5条第1項又は第14条第1項の規定による許可をしたときは様式第3号の許可書を申請者に交付するものとする。

2 前項の許可書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 許可年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 許可番号は、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したのものとする。

(3) 許可書の割印は、前条の処理簿の許可番号の欄に押印する。

（不許可の処理）

第6条 予防部長又は危険物保安課長は、法第5条第1項又は第14条第1項の規定による許可をしなかったときは、様式第4号の不許可通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第4条の処理簿の備考の欄にその旨を記載

するものとする。

第2節 製造施設の完成検査

(申請の処理)

第7条 危険物保安課長は、冷凍則第21条第1項、液石則第32条第1項又は一般則第31条第1項に規定する製造施設完成検査申請書の提出があったときは、システム及び様式第5号の完成検査(製造)申請処理簿により受付け、検査を実施するものとする。

(検査証の作成)

第8条 危険物保安課長は、冷凍則第21条第2項、液石則第32条第2項又は一般則第31条第2項に規定する製造施設完成検査証を次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 検査年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 検査証の余白部分に、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする検査番号を記載するものとする。

(3) 検査証の割印は、前条の処理簿の検査番号の欄に押印する。

(不適合の処理)

第9条 危険物保安課長は、法第20条第1項又は第3項の規定により完成検査を行った結果、製造のための施設が法第8条第1号の技術上の基準に適合していないと認めたときは、様式第6号の完成検査不適合通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第7条の処理簿の備考の欄にその旨を記載するものとする。

第3節 保安検査

(申請の処理)

第10条 危険物保安課長は、冷凍則第40条第3項、液石則第77条第3項又は一般則第79条第3項に規定する保安検査申請書の提出があったときは、システム及び様式第5号の保安検査申請処理簿により受付け、検査を実施する。

(検査証の作成)

第11条 危険物保安課長は、冷凍則第40条第4項、液石則第77条第4項又は一般

則第79条第4項に規定する保安検査証を次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 検査年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 検査証の余白部分に、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする検査番号を記載するものとする。

(3) 検査証の割印は、前条の処理簿の検査番号の欄に押印する。

(不適合の処理)

第12条 危険物保安課長は、法第35条第1項の規定により保安検査を行った結果、特定施設が法第8条第1号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、様式第7号の保安検査不適合通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第10条の処理簿の備考の欄にその旨を記載するものとする。

第4節 製造の各種届出等の処理

(製造の届出の処理)

第13条 危険物保安課長は、冷凍則第4条第1項、液石則第4条第1項又は一般則第4条第1項に規定する届出書の提出があったときは、システムにより受け、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

(1) 届出年月日は、届出書を受けた日とする。

(2) 届出番号は、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を記載するものとする。

(変更の工事等の届出の処理)

第14条 前条の規定は、冷凍則第18条第1項、液石則第17条第1項又は一般則第16条第1項に規定する高圧ガス製造施設等変更届書の提出があったときについて準用する。

(製造廃止の届出の処理)

第15条 危険物保安課長は、冷凍則第29条第2項、液石則第42条第2項又は一般則第42条第2項に規定する高圧ガス製造廃止届書の提出があったときは、システムにより受け、製造の許可に係る様式第1号の高圧ガス製造許可申請処理簿の備考の欄に、別図第3の廃止の表示をし、届出書の提出があった年月日を

記載するものとする。

(製造施設休止の届出の処理)

第16条 危険物保安課長は、液石則第77条第2項又は一般則第79条第2項に規定する高圧ガス製造施設休止届書の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

2 前項の届出書を受け付けたときは、製造の許可に係る様式第1号の高圧ガス製造許可申請処理簿の備考の欄にその旨を記載するものとする。

(その他各種届出等の処理)

第17条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

- (1) 第一種製造事業承継届書（冷凍則様式第3、液石則様式第3又は一般則様式第3）
- (2) 第二種製造事業承継届書（冷凍則様式第3の2、液石則様式第3の2又は一般則様式第3の2）
- (3) 高圧ガス製造施設軽微変更届書（冷凍則様式第5、液石則様式第5又は一般則様式第5）
- (4) 高圧ガス保安協会完成検査受検届書（冷凍則様式第9、液石則様式第17又は一般則様式第17）
- (5) 指定完成検査機関完成検査受検届書（冷凍則様式第10、液石則様式第18又は一般則様式第18）
- (6) 完成検査結果報告書（冷凍則様式第11若しくは第12、液石則様式第19若しくは第20又は一般則様式第19若しくは第20）
- (7) 高圧ガス製造開始届書（冷凍則様式第15、液石則様式第22又は一般則様式第23）
- (8) 危害予防規程届書（冷凍則様式第20、液石則様式第31又は一般則様式第32）
- (9) 高圧ガス保安統括者届書（液石則様式第32又は一般則様式第33）
- (10) 高圧ガス保安技術管理者等届書（液石則様式第32の2又は一般則様式第33の2）

- (11) 冷凍保安責任者届書（冷凍則様式第21）
- (12) 高圧ガス保安統括者代理者届書（液石則様式第36又は一般則様式第37）
- (13) 冷凍保安責任者代理者届書（冷凍則様式第22）
- (14) 高圧ガス保安協会保安検査受検届書（冷凍則様式第25、液石則様式第39又は一般則様式第40）
- (15) 指定保安検査機関保安検査受検届書（冷凍則様式第26、液石則様式第40又は一般則様式第41）
- (16) 保安検査結果報告書（冷凍則様式第27若しくは第28、液石則様式第41若しくは第42又は一般則様式第42若しくは第43）
- (17) 完成検査記録届書（冷凍則様式第39、液石則様式第53又は一般則様式第54）
- (18) 保安検査記録届書（冷凍則様式第40、液石則様式第54又は一般則様式第55）
- (19) 認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書（冷凍則様式第40の8、液石則様式第54の7の8又は一般則様式第55条の7の8）
- (20) 氏名等変更届書（規則様式第3号）

第3章 貯蔵

第1節 第一種貯蔵所の設置又は変更の工事の許可

（申請の処理、許可書の交付及び不許可の処理）

第18条 第4条から第6条までの規定は、液石則第21条第1項若しくは第28条第1項又は一般則第20条第1項若しくは第27条第1項に規定する申請書の提出があったとき並びに法第16条第1項又は第19条第1項の規定による許可をしたとき及びしなかつたときについて準用する。この場合において、第3条中「高圧ガス製造許可申請処理簿又は高圧ガス製造施設等変更許可申請処理簿」とあるのは「第一種貯蔵所設置許可申請処理簿又は第一種貯蔵所位置等変更許可申請処理簿」と読み替えるものとする。

第2節 第一種貯蔵所の完成検査

（申請の処理、検査証の作成及び不適合の処理）

第19条 第7条から第9条までの規定は、液石則第32条第1項又は一般則第31条

第1項に規定する第一種貯蔵所完成検査申請書の提出があったとき並びに液石則第32条第2項又は一般則第31条第2項に規定する第一種貯蔵所完成検査証及び様式第6号の完成検査不適合通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において、第7条中「完成検査（製造）申請処理簿」とあるのは「完成検査（貯蔵）申請処理簿」と読み替えるものとする。

第3節 貯蔵の各種届出等の処理

（貯蔵の届出の処理）

第20条 第13条の規定は、液石則第26条又は一般則第25条に規定する第二種貯蔵所設置届書の提出があったときについて準用する。

（変更の工事等の届出の処理）

第21条 第13条の規定は、液石則第30条第1項又は一般則第29条第1項に規定する第二種貯蔵所位置等変更届書の提出があったときについて準用する。

（貯蔵所廃止の届出の処理）

第22条 第15条の規定は、液石則第43条又は一般則第43条に規定する貯蔵所廃止届書の提出があったときについて準用する。この場合において、「製造の許可に係る様式第1号の高圧ガス製造許可申請処理簿」とあるのは「第一種貯蔵所の設置の許可に係る様式第1号の第一種貯蔵所設置許可申請処理簿」と読み替えるものとする。

（その他各種届出等の処理）

第23条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受付けるものとする。

- (1) 第一種貯蔵所承継届書（液石則様式第8又は一般則様式第8）
- (2) 第一種貯蔵所軽微変更届書（液石則様式第11又は一般則様式第11）
- (3) 高圧ガス保安協会完成検査受検届書（冷凍則様式第9、液石則様式第17又は一般則様式第17）
- (4) 指定完成検査機関完成検査受検届書（冷凍則様式第10、液石則様式第18又は一般則様式第18）
- (5) 完成検査結果報告書（冷凍則様式第11若しくは第12、液石則様式第19若しくは第20又は一般則様式第19若しくは第20）

(6) 完成検査記録届書（冷凍則様式第39、液石則様式第53又は一般則様式第54）

(7) 氏名等変更届書（規則様式第3号）

第4章 販売

（販売事業の届出の処理）

第24条 第13条の規定は、冷凍則第26条第1項、液石則第38条第1項又は一般則第37条第1項に規定する高圧ガス販売事業届書の提出があったときについて準用する。

（販売をする高圧ガスの種類変更の届出の処理）

第25条 第13条の規定は、冷凍則第28条又は一般則第41条に規定する販売に係る高圧ガスの種類変更届書の提出があったときについて準用する。

（販売事業廃止の届出の処理）

第26条 第15条の規定は、冷凍則第30条、液石則第44条又は一般則第44条に規定する高圧ガス販売事業廃止届書の提出があったときについて準用する。

（その他各種届出の処理）

第27条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

(1) 高圧ガス販売事業承継届書（冷凍則様式第13の2、液石則様式第21の2又は一般則様式第21の2）

(2) 高圧ガス販売主任者届書（液石則様式第34又は一般則様式第35）

(3) 氏名等変更届書（規則様式第3号）

第5章 輸入

第1節 輸入検査

（申請の処理）

第28条 危険物保安課長は、冷凍則第31条第1項、液石則第45条第1項又は一般則第45条第1項に規定する申請書の提出があったときは、様式第5号の輸入検査申請処理簿により受け付け、審査及び検査を実施する。

（合格証の交付）

第29条 危険物保安課長は、冷凍則第31条第3項、液石則第45条第3項又は一般

則第45条第3項に規定する輸入検査合格証を申請者に交付するものとする。

2 前項の合格証は、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 合格証の余白部分に、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする検査番号を記載するものとする。

(3) 合格証の割印は、前条の処理簿の検査番号の欄に押印する。

(不適合の処理)

第30条 危険物保安課長は、法第22条第1項の規定により保安検査を行った結果、輸入検査技術基準に適合していないと認めるときは、様式第10号の輸入検査不合格通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第28条の処理簿の備考の欄にその旨を記載するものとする。

第2節 輸入の各種届出等の処理

(各種届出等の処理)

第31条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受付けるものとする。

(1) 高压ガス保安協会輸入検査受検届書（冷凍則様式第19の2、液石則様式第27の2又は一般則様式第28の2）

(2) 指定輸入検査機関輸入検査受検届書（冷凍則様式第19の3、液石則様式第27の3又は一般則様式第28の3）

(3) 輸入検査結果報告書（冷凍則様式第19の4若しくは第19の5、液石則様式第27の4若しくは第27の5又は一般則様式第28の4若しくは第28の5）

第6章 消費

(特定高压ガスの消費の届出の処理)

第32条 第13条の規定は、液石則第51条第1項又は一般則第53条第1項に規定する特定高压ガス消費届書の提出があったときについて準用する。

(変更の工事等の届出の処理)

第33条 第13条の規定は、液石則第54条第1項又は一般則第56条第1項に規定する特定高压ガス消費施設等変更届書の提出があったときについて準用する。

(特定高圧ガス消費廃止の届出の処理)

第34条 第15条の規定は、液石則第56条又は一般則第58条に規定する特定高圧ガス消費廃止届書の提出があったときについて準用する。

(その他各種届出の処理)

第35条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

- (1) 特定高圧ガス消費者承継届書（液石則様式第28の2又は一般則様式第29の2）
- (2) 特定高圧ガス取扱主任者届書（液石則様式第35又は一般則様式第36）
- (3) 氏名等変更届書（規則様式第3号）

第7章 容器

第1節 容器検査及び附属品検査等

(申請の処理等)

第36条 法第44条第1項に規定する容器検査、法第49条第1項に規定する容器再検査、法第49条の2に規定する附属品検査及び法第49条の4に規定する附属品再検査の事務処理については別に定める。

2 容器則第8条第1項第1号及び第18条第1項第2号に規定する刻印については、別図第4の印を用いるものとする。

第2節 特別充填の許可

(申請の処理、許可書の交付及び不許可の処理)

第37条 第4条から第6条までの規定は、容器則第23条又は国際容器則第14条に規定する特別充填許可申請書の提出があったとき並びに法第48条第5項の規定による許可をしたとき及びしなかったときについて準用する。この場合において、第4条中「高圧ガス製造許可申請処理簿又は高圧ガス製造施設等変更許可申請処理簿」とあるのは「特別充填許可申請処理簿」と読み替えるものとする。

第3節 容器検査所の登録又は登録の更新

(申請の処理)

第38条 予防部長は、容器則第30条第1項又は国際容器則第21条第1項に規定する申請書の提出があったときは、システム及び様式第11号の容器検査所登録申

請処理簿又は容器検査所登録更新申請処理簿により受付け、現地調査及び審査を実施する。

2 危険物保安課長は、容器則第31条第1項又は国際容器則第22条第1項に規定する申請書の提出があったときは、前項と同様に処理する。

(登録票の交付)

第39条 予防部長又は危険物保安課長は、次に掲げるところにより容器則第32条第1項又は国際容器則第23条第1項に規定する容器検査所登録票を作成し、申請者に交付するものとする。

(1) 年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 登録番号は、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したのものとする。

(3) 登録票の割印は、前条の処理簿の登録番号の欄に押印する。

(不登録の処理)

第40条 予防部長又は危険物保安課長は、法第49条第1項又は第50条第1項の規定による登録又はその更新をしなかったときは、様式第12号の不登録通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第38条の処理簿の備考の欄にその旨を記載するものとする。

第4節 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更

(申請の処理)

第41条 危険物保安課長は、容器則第9条に規定する高圧ガスの種類又は圧力変更申請書の提出があったときは、システム及び様式第13号の高圧ガスの種類又は圧力変更申請処理簿により受付け、審査を実施するものとする。

(適合通知書の交付)

第42条 危険物保安課長は、法第54条第2項の規定による規格の適合を認めたとときは様式第14号の容器規格適合通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 適合年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 適合番号は、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付

したものとする。

(3) 通知書の割印は、前条の処理簿の適合番号の欄に押印する。

(不適合の処理)

第43条 危険物保安課長は、法第54条第2項の規定による規格の適合を認めなかったときは、様式第15号の容器規格不適合通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第41条の処理簿の備考の欄にその旨を記載するものとする。

第5節 容器の各種届出等の処理

(容器検査所廃止の届出の処理)

第44条 第15条の規定は、容器則第39条又は国際容器則第29条に規定する容器検査所廃止届書の提出があったときについて準用する。この場合において、「製造の許可に係る様式第1号の高圧ガス製造許可申請処理簿」とあるのは「容器検査所の登録に係る様式第11号の容器検査所登録申請処理簿」と読み替えるものとする。

(その他各種届出等の処理)

第45条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

- (1) 検査主任者届書（容器則様式第8又は国際容器則様式第5）
- (2) 容器規格不適合報告書（容器則様式第33）
- (3) 附属品規格不適合報告書（容器則様式第34）
- (4) 氏名等変更届書（規則様式第3号）

第8章 雑則

(各種届出等の処理)

第46条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

- (1) 指定設備認定証再交付申請書（冷凍則様式第43又は一般則様式第55の4）
- (2) 事故届書（冷凍則様式第46、液石則様式第57又は一般則様式第58）
- (3) 特定設備検査合格証再交付申請書（特定則様式第8）

(4) 特定設備基準適合証再交付申請書（特定則様式第27）

（許可等の申請の取下げの処理）

第47条 危険物保安課長は、規則第6条に規定する許可等申請取下書の提出があったときは、システムにより受付けるものとする。

2 前項の取下書を受付けたときは、関係する処理簿の備考の欄にその旨を記載するものとする。

（許可取消申請の処理）

第48条 危険物保安課長は、規則第7条に規定する許可取消申請書の提出があったときは、システムにより受付けるものとする。

2 前項の申請書を受付けたときは、関係する処理簿の備考の欄にその旨を記載するものとする。

（台帳の作成）

第49条 危険物保安課長は、システムにより台帳を作成するものとする。

（月例報告等）

第50条 危険物保安課員は、次の各号に掲げる高圧ガス規制事務の処理状況を次に掲げる期日までに危険物保安課長に報告するものとする。

(1) 高圧ガス規制事務処理状況月報（別に定める様式） 翌月10日

(2) 高圧ガス事故報告（別に定める様式） 翌月10日

(3) 法第74条第1項に規定する公安委員会等への通報に該当する許可等に係る申請書等の写し 翌月末

（公安委員会等への通報）

第51条 危険物保安課長は、法第74条第1項又は水素社会推進法第24条第2項の規定により通報する場合は、毎月分をとりまとめ、翌月末までに兵庫県公安委員会又は神戸海上保安部に行うものとする。ただし、緊急の必要があると認められるときは、この限りでない。

2 危険物保安課長は、兵庫県知事から法第74条第1項又は経済産業大臣から水素社会推進法第24条第1項に規定する通報があったときは、システムにより受付けるものとする。

（受付）

第52条 この訓令に係る申請書、届出書及び報告書に係る受付は、別図第6の印を用いるものとする。

(実施細目)

第53条 高圧ガス規制事務を統一的に処理するため、審査基準の細目は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令の施行前にした許可等における番号の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日消訓令第15号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日消訓令第5号)

この訓令は、令和2年2月13日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日消訓令第15号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和6年1月17日消訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年5月13日消訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第5条、第8条、第11条、第13条、第14条、第18条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第29条、第32条、第33条、第37条、第39条、第42条関係)

| 署別 | 記号 |
|----|----|
| 東灘 | 東 |
| 灘 | 灘 |
| 中央 | 中 |
| 兵庫 | 兵 |
| 北 | 北 |
| 長田 | 長 |
| 須磨 | 須 |
| 垂水 | 垂 |
| 西 | 西 |
| 水上 | 水 |

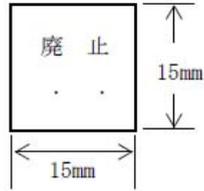
| 許可等別 | 番号 |
|-------------------|----|
| 高圧ガス製造許可 | 11 |
| 高圧ガス製造施設等変更許可 | 12 |
| 完成検査(製造) | 13 |
| 保安検査 | 14 |
| 高圧ガス製造事業届、高圧ガス製造届 | 15 |
| 高圧ガス製造施設等変更届 | 16 |
| 第一種貯蔵所設置許可 | 17 |
| 第一種貯蔵所位置等変更許可 | 18 |
| 完成検査(貯蔵) | 19 |
| 第二種貯蔵所設置届 | 20 |
| 第二種貯蔵所位置等変更届 | 21 |
| 販売事業届 | 22 |
| 販売に係る高圧ガスの種類変更届 | 23 |
| 輸入検査 | 24 |
| 特定高圧ガス消費届 | 25 |
| 特定高圧ガス消費施設等変更届 | 26 |
| 特別充填許可 | 27 |
| 容器検査所登録 | 28 |
| 容器検査所登録更新 | 29 |
| 高圧ガスの種類又は圧力変更 | 30 |

補足 署別とは、神戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和38年12月条例第30号)に規定する管轄区域の消防署を指す。

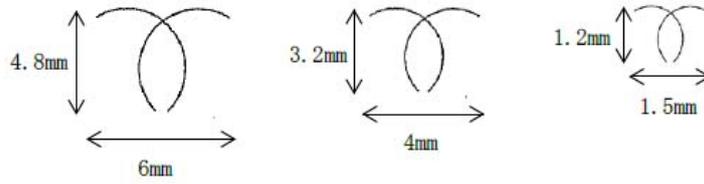
別図第1 削除

別図第2 削除

別図第3 (第15条、第22条、第26条、第34条、第44条関係)

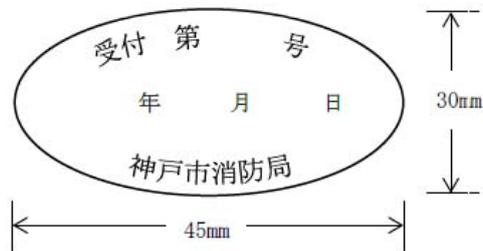


別図第4 (第36条関係)



別図第5 削除

別図第6 (第52条関係)



様式第1号(第4条、第18条、第37条関係)

高圧ガス製造許可・高圧ガス製造施設等変更許可・
第一種貯蔵所設置許可・第一種貯蔵所位置等変更許可・特別充填許可申請処理簿

| 受付 番号 | 申 請 者 事 業 所 等 所 在 地 | 受付 月 日 | 手 数 料 | 許 可 番 号 許 可 年 月 日 | 年度 | |
|----------|--|--------------|-------------|---|------------|--------|
| | | | | | 処理者 受領印 | 備 考 |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |

- 備考 1 受付番号は、会計年度ごととすること。
2 事業所等所在地の欄は、事業所、貯蔵所又は住所を記入すること。

様式第2号 削除

許可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号(電子受付第 号)で申請があった
については、高圧ガス保安法第 条第 項の規定による許可をする。

神戸市長



1 許可年月日 年 月 日

2 許可番号 第 号

3 条件

教示

備考 行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく教示事項を記載すること。

様式第4号(第6条、第18条、第37条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長

印

不許可通知書

年 月 日付け受付第 号(電子受付第 号)で申請があった

については、次のとおり許可しないので、その旨通知する。

不許可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示事項を記載すること。

様式第5号(第7条、第10条、第19条、第28条関係)

完成検査(製造)・保安検査・完成検査(貯蔵)・輸入検査申請処理簿

| 受付 番号 | 申請者 | | 受付 手数料 | 許可番号 | 検査番号 | 処理者 | 年度 |
|----------|---------|---|-----------|-------|-------|-----|----|
| | 事業所等所在地 | | | 許可年月日 | 検査年月日 | 受領印 | |
| | | | | 年月日 | 年月日 | | |
| | | / | | | | | |
| | | / | | | | | |
| | | / | | | | | |
| | | / | | | | | |
| | | / | | | | | |
| | | / | | | | | |
| | | / | | | | | |
| | | / | | | | | |
| | | / | | | | | |
| | | / | | | | | |
| | | / | | | | | |

- 備考
- 1 受付番号は、会計年度ごととすること。
 - 2 事業所等所在地の欄は、完成検査及び保安検査については事業所又は貯蔵所を、輸入検査については事務所所在地を記入すること。
 - 3 保安検査申請処理簿の許可番号の欄は、設置時の番号を記入すること。

様式第 6 号 (第 9 条、第 19 条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



完成検査不適合通知書

年 月 日付け受付第 号(電子受付第 号)で申請があった

(許可第 号、 年 月 日)の完成検査については、検査を行った結

果、次のとおり完成検査証を交付しない。

不適合の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）
に基づく教示事項を記載すること。

様式第 7 号 (第 12 条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



保安検査不適合通知書

年 月 日付け受付第 号(電子受付第 号)で申請があった特定施設

の保安検査については、検査を行った結果、次のとおり保安検査証を交付しない。

不適合の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）
に基づく教示事項を記載すること。

様式第 8 号 削除

様式第 9 号 削除

様式第 10 号(第 30 条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



輸入検査不合格通知書

年 月 日付け受付第 号(電子受付第 号)で申請があった輸入検

査については、検査を行った結果、次のとおり輸入検査合格証を交付しない。

不合格の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく教示事項を記載すること。

様式第 11 号(第 38 条関係)

容器検査所登録・容器検査所登録更新申請処理簿

| 受付 番号 | 申 請 者 容 器 検 査 所 所 在 地 | 受付 月 日 | 手 数 料 | 登 録 番 号 登 録 年 月 日 | 年度 | |
|----------|--------------------------|-----------|-------|----------------------|------------|-----|
| | | | | | 処理者 受領印 | 備 考 |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |

備考 受付番号は、会計年度ごととすること。

様式第 12 号(第 40 条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



容器検査所不登録通知書

年 月 日付け受付第 号(電子受付第 号)で申請があった容器検

査所については、次のとおり登録しないので、その旨通知する。

不登録の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）
に基づく教示事項を記載すること。

様式第 13 号(第 41 条関係)

高圧ガスの種類又は圧力変更申請処理簿

| 受付 番号 | 申 請 者 住 所 | 受付 月日 | 手 数 料 | 適 合 番 号 適 合 年 月 日 | 年度 | |
|----------|-----------------------|----------|-------------|---|------------|--------|
| | | | | | 処理者 受領印 | 備 考 |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |
| | | / | | | | |

備考 受付番号は、会計年度ごととすること。

容器規格適合通知書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号(電子受付第 号)で申請があった容器に
充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更については、高圧ガス保安法第44条第 4 項の規格に適合し
ているので、その旨通知する。

神戸市長



1 適合年月日 年 月 日

2 適合番号 第 号

3 容器の記号及び番号

4 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更内容

備考 刻印等を実施したときは、速やかにその旨を神戸市長に報告すること。

様式第 15 号(第 43 条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



容器規格不適合通知書

年 月 日付け受付第 号(電子受付第 号)で申請があった容器に

充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更については、次のとおり規格に適合していないので、その旨通知する。

不適合の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく教示事項を記載すること。